

JOC スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

原則	審査項目	審査項目	自己説明	証憑書類
<p>〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである</p>	<p>1</p>	<p>(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること</p>	<p>【審査基準（1）について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期計画として、「JOC Vision 2064」を策定している。 「JOC Vision 2064」では、1964年の第18回オリンピック競技大会（東京）から100年となる2064年を目途に、未来に社会を動かす中心に在る東京2020大会を観戦した子どもたちをターゲットにした。 ・「JOC Vision 2064」を踏まえた中期計画として、第2次JOC 中期計画（2025-2028）を策定している。 <p>当該中期計画では、策定途中での議論の要点を踏まえ、基本目標を「アスリートとともに スポーツの力を 社会の力へ」を基本目標とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以上のほか、各ステークホルダーに向けて、本会の想いをより強く伝えてしっかり浸透させていくために、映像（コンセプトムービー）を作成し、各ステークホルダーとの会議など様々な場面で、JOCの想いを伝えるツールとして活用している。 <p>【審査基準（2）について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期計画として、「JOC Vision 2064」を、2021年8月18日に発表するとともに、ホームページに公表している。 ・「JOC Vision 2064」を踏まえた中期計画として、第2次JOC 中期計画（2025-2028）を公表している。 <p>【審査基準（3）について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「JOC Vision 2064」の策定について、事務局職員で構成された横断的なプロジェクト・チームで原案を策定し、事務局会議、理事会等で幅広く意見を募り作業を実施した。 ・第2次JOC 中期計画（2025-2028）の策定について、関係部署の部長・副部長を中心にワーキンググループを編成し、部署間の連携のもと議論を重ねて検討した。2024年3月、6月及び11月に理事会にて進捗報告を行い、意見を募り反映した。また、パリ2024オリンピック終了後に実施したアンケート調査の結果も策定に生かしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ JOC Vision 2064 ・ 令和3年度第4回理事会議事録_20210708 ・ JOC中期計画2022-2024 ・ 第2次JOC 中期計画（2025-2028） ・ 令和6年度第6回理事会議事録_20250128 ・ 令和6年度第7回理事会議事録_20250325
	<p>2</p>	<p>(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること</p>	<p>【審査基準（1）について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画は、「JOC Vision 2064」及び「第2次JOC 中期計画（2025-2028）」の中に盛り込む形で策定している。 ・2023年度より定期的な新卒採用を行うとともに中途採用を実施し、事務局体制の整備に努めている。 ・2024年度より人事関連制度（等級制度、役職制度、賃金制度、評価制度）を改訂し、実施している。 <p>【審査基準（2）について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画として、「JOC Vision 2064」及び「第2次JOC 中期計画（2025-2028）」を公表している。 <p>【審査基準（3）について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「JOC Vision 2064」及び「第2次JOC 中期計画（2025-2028）」の策定にあたり、審査項目1の自己説明に記載したとおり、役職員や構成員から幅広く意見を募っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ JOC Vision 2064 ・ 令和3年度第4回理事会議事録_20210708 ・ 第2次JOC 中期計画（2025-2028） ・ 令和6年度第6回理事会議事録_20250128 ・ 令和6年度第7回理事会議事録_20250325

JOC スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

原則	審査項目	審査項目	自己説明	証憑書類
<p>【原則1】 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである</p>	<p>3</p>	<p>(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること</p>	<p>【審査基準（1）について】 ・財務の健全性確保に関する計画は、「JOC Vision 2064」及び「第2次JOC 中期計画（2025-2028）」の中に盛り込む形で策定している。 ・事業計画、収支予算を毎年3月の理事会で承認している。会計処理規程に基づき計画を策定し、HPに公表している。</p> <p>【審査基準（2）について】 ・財務の健全性確保に関する計画として、「JOC Vision 2064」及び「第2次JOC 中期計画（2025-2028）」を公表している。</p> <p>【審査基準（3）について】 ・「JOC Vision 2064」及び「第2次JOC 中期計画（2025-2028）」の策定にあたり、審査項目1の自己説明に記載したとおり、役職員や構成員から幅広く意見を募っている。 ・専門家と検討し、収益事業会計として計上しているマーケティング事業に関して、公益目的事業に資する事業であるため、公益事業に変更すること、また、その他事業としているNF総合支援センター事業を公益事業へ変更すること、さらに、現在3つに分かれている公益事業と収益事業、その他事業をすべてひとつの公益事業とすること、について内閣府公益認定等委員会に変更申請手続きを行っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ JOC Vision 2064 ・ 令和3年度第4回理事会議事録_20210708 ・ 第2次JOC 中期計画（2025-2028） ・ 令和6年度第6回理事会議事録_20250128 ・ 令和6年度第7回理事会議事録_20250325 ・ 財務方針 ・ 2025年事業計画 ・ 2025年事業予算 ・ 会計処理規程 ・ 資金運用規則 ・ 特定費用準備金等取扱規程
<p>【原則2】 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。</p>	<p>4</p>	<p>(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること</p>	<p>【審査基準（1）について】 ・外部理事の目標割合について、役員候補者選考方法等に関する規程に「外部理事の割合が25%となることを目標とする」と規定している（第8条第7号）。 ・外部理事の割合を向上・維持するための方策として、同規程に、理事候補者に求められる資質（団体運営、強化育成、アスリート経験、オリンピズム、スポーツ政策、スポーツ界、医科学、コンプライアンス・ガバナンス、財務・法務・広報、中長期施策のいずれかに精通する人材であること）を具体的に明記することにより（第4条1号各号）、競技出身者に限らず、多様な人材が理事に就任できる仕組みとしている。 ・令和7年6月の役員改選により、外部理事の割合は33%となっている。</p> <p>【審査基準（2）について】 ・女性理事の目標割合について、役員候補者選考方法等に関する規程に「女性理事の割合が40%となることを目標とする」と規定している（第8条第2号）。 ・女性理事の割合を向上・維持するための方策として、同規程にNF推薦の役員候補者を2名推薦する場合には少なくとも1名は女性とすること（第6条第3項ただし書）、役員候補者を選考するにあたっては多様性を考慮すること（第8条第5号）を明記し、女性40%以上を確保する方策を講じている。 ・令和7年6月の役員改選により、女性理事の割合は40%となっている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役員候補者選考方法等に関する規程 ・ 令和7・8年度役員名簿（女性割合、外部理事割合を記載する）

JOC スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

原則	審査項目	審査項目	自己説明	証憑書類
<p>〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。</p>	5	<p>(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること</p> <p>②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること</p>	<p>【審査基準（1）について】</p> <p>外部評議員の目標割合について、評議員選定委員会運営細則に「外部評議員の割合が25%となることを目標とする」と規定している（第5条第4号）。</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部評議員の割合を向上・維持するための方策として、外部理事と同様、組織運営に必要な知見（法務、会計、ビジネス等）を有する人材を外部評議員とする仕組みを作り、運用している。 令和7年6月の改選により、外部評議員の割合は33.3%となっており、目標割合を達成している。 <p>【審査基準（2）について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性評議員の目標割合について、評議員選定委員会運営細則に「女性評議員の割合が40%となることを目標とする」と規定している（第5条第2号）。 女性評議員の割合を向上・維持するための方策として、各NFに対して、令和6年度NF専務理事等会議において、ガバナンスコードの遵守及び積極的に女性を推薦いただけるよう本会の趣旨を伝えると共に、推薦依頼状においても同趣旨を記載するという取り組みを行っている。 令和7年6月の改選により、女性評議員割合は、30.2%から31.8%と増加している。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和7・8年度評議員名簿（女性割合、外部理事割合を記載する） 評議員選定委員会運営細則
	6	<p>(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること</p> <p>③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること</p>	<p>【審査基準（1）について】</p> <p>アスリート委員会を設置し、少なくとも年1回以上定期的（令和4年度は4回、令和5年度は2回、令和6年度は4回、令和7年度は3回）に開催している。</p> <p>【審査基準（2）について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本会では、アスリート委員会の構成について適切な人選が行われるように、アスリート委員をオリンピックによる選挙で選出している。 以下2点に関して、競技間及び夏季・冬季の平等性を担保した形で、アスリート委員選出選挙が実施されている。 ①競技間の平等性（異なる2つの競技から各1名の候補者計2名を指定する1人2票制への改訂） ②夏季・冬季の平等性（同一競技からの当選人数を同数とする）の確保 <p>【審査基準（3）について】</p> <p>アスリート委員会における審議事項に関して、「理事会に意見具申するとともに理事会の諮問に応じる」と規定し、アスリート委員会から理事会に対する意見具申の機会を確保している（アスリート委員会規程第3条）。また、アスリート委員会の代表者及び委員（男女1名ずつ）が必ず理事に選任されるようにしており、当該理事が理事会にアスリートの意見を反映できるような仕組みにしている（役員候補者選考方法等に関する規程第3条第3号）。評議員には、本会アスリート委員会によって選出された2名以上（少なくとも女性1名）が必ず選任されるようにしており、当該評議員が評議委員会にアスリートの意見を反映できるような仕組みにしている。（評議員選定委員会運営細則 第4条第3号）</p>	<ul style="list-style-type: none"> アスリート委員会規程 アスリート委員会選出委員選挙選挙規則 令和7,8年度 JOCアスリート委員会名簿 過去4年分のアスリート委員会の議事録
	7	<p>(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること</p>	<p>【審査基準（1）について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 統括団体としての役割と多様性の確保の両面より検討した結果、定款第20条に規定する理事25名以上30名以内、監事3名以内が適切と判断した。 理事会の実効性の確保に関し、令和7年度の理事会は年8回を予定し、第7回までの出席率は9割を確保している。 早期に次年度会議日程案を作成及び提示し、各役員のスケジュールを確保するとともにハイブリッドでの会議運営を行っている。 理事会での議論を活発にするために事前の資料共有をするとともに非公開での会議実施としている。 	<ul style="list-style-type: none"> 定款 令和7年,8年度業務執行理事分担 常務理事会規程 理事職務権限規程 令和7・8年度役員名簿 令和7年度理事会議事要旨

JOC スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

原則	審査項目	審査項目	自己説明	証憑書類
[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	8	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	【審査基準（1）について】 役員候補者選考方法等に関する規程第3条第4号にて「役員は選任時において、その年齢が70歳未満でなければならない」と定めている。	・役員候補者選考方法に関する規程（前出）
	9	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	【審査基準（1）について】 役員候補者選考方法等に関する規程に「理事の再任は通算5期までとする」と規定している（第3条第5号）。 【審査基準（2）について】 役員候補者選考方法等に関する規程に「4年の期間を経た後は理事候補者となることができる」と規定している（第3条第5号）。 役員候補者選考方法等に関する規程第3条(6)に関して、例外措置として再任できる期間を1期又は2期とする旨の追記を予定している。	・役員候補者選考方法等に関する規程（前出） ・令和7・8年度役員名簿
	10	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、役員候補者選考方法等に関する規程第構成員に有識者を配置している	【審査基準（1）について】 役員候補者選考委員会における役員候補者の決定を、理事会等の他の機関から独立して行っている。具体的には、役員候補者選考委員会の委員は総数7名とし、委員の内訳は評議員2名、監事1名、名誉委員を含む有識者4名としている（役員候補者選考方法等に関する規程第1条、第2条）。なお、7名のうち少なくとも2名は女性としている。 【審査基準（2）について】 委員に有識者を配置している。 【審査基準（3）について】 委員に理事は含まれていない。新陳代謝を図るため、役員候補者選考委員会委員について、多様な人材で構成している。	・役員候補者選考方法等に関する規程（前出） ・役員候補者選考委員会名簿 ・役員候補者選考委員会の議事録 ※内部資料のため非公開
[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	11	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	【審査基準（1）について】 役職員及び加盟団体が適用対象となる法令を遵守する旨を含む規程として、役職員倫理規程及び加盟団体規程を整備している。	・役職員倫理規程 ・加盟団体規程
	12	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	【審査基準（1）について】 事務局運営に必要な規程として、定款、事務局規程、加盟団体規程、役職員倫理規程、リスク管理規程、服務規程を整備している。	・定款(前出) ・事務局規程 ・加盟団体規程（前出） ・役職員倫理規程（前出） ・リスク管理規程 ・服務規程

JOC スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞ 遵守状況の自己説明

原則	審査項目	審査項目	自己説明	証憑書類
[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	13	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	【審査基準（1）について】 事務局の業務に必要な規程として、理事職務権限規程、役職員等の個人情報に関するプライバシーポリシー、プライバシーポリシー、安全管理措置に関する公表事項、個人番号及び特定個人情報取扱規程、懲戒規程、利益相反ポリシー、通報相談処理規程、情報セキュリティ基本方針、利益相反マネジメント規程を整備している。	<ul style="list-style-type: none"> ・理事職務権限規程（前出） ・役職員等の個人情報に関するプライバシーポリシー ・プライバシーポリシー ・安全管理措置に関する公表事項 ・個人番号及び特定個人情報取扱規程 ・懲戒規程 ・利益相反ポリシー ・通報相談処理規程 ・情報セキュリティ基本方針 ・利益相反マネジメント規程
	14	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	【審査基準（1）について】 法人の役職員の報酬等に関する規程として、役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程、役員等旅費規程、職員旅費規程、オリンピック競技大会等旅費規程を整備している。	<ul style="list-style-type: none"> ・役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程 ・役員等旅費規程 ・職員旅費規程 ・オリンピック競技大会等旅費規程
	15	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	【審査基準（1）について】 法人の財産に関する規程として、定款第3章において、JOCの資産及び会計について定めているほか、会計処理規程、資金運用規則、特定費用準備資金取扱規程を整備している。	<ul style="list-style-type: none"> ・定款（前出） ・会計処理規程（前出） ・資金運用規則（前出） ・特定費用準備資金取扱規程（前出）
	16	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	【審査基準（1）について】 財政的基盤を整えるための規程を整備している。 ・特定費用準備資金等取扱規程、事務局規程、会計処理規程、資金運用規則、JOCスポーツ賞規程を整備している。 ・HPにてJOCマーケティングプログラムについて公表している。 ・TEAM JAPANマークガイドラインを策定し、チームエンブレムをはじめとする各種マーク等の使用基準を含めた基本デザイン要素の使い方を記述している。 ・IOCの定めるガイドライン等に則って、オリンピックに関する知的財産の保護、日本代表選手等の肖像利用についてのマーケティングガイドラインを作成し、周知を行っている。 ・JOCスポーツ賞規程については、社会環境の変化より、社会貢献活動等を表彰対象とすることを検討している。	<ul style="list-style-type: none"> ・特定費用準備資金等取扱規程（前出） ・事務局規程（前出） ・会計処理規程（前出） ・資金運用規則（前出） ・JOC公式HP https://www.joc.or.jp/about/marketing/partnership_program.html ・TEAM JAPANマークガイドライン ・オリンピック等の知的財産の使用に関するガイドライン ・JOCスポーツ賞規程

JOC スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

原則	審査項目	審査項目	自己説明	証憑書類
<p>[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。</p>	<p>17</p>	<p>(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること</p>	<p>【審査基準（1）について】 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程として国際総合競技大会派遣規程及び加盟団体規程を整備している。 ・TEAM JAPANの編成・派遣について、編成方針を理事会に諮り、HPなどに掲載するとともに以下のプロセスにより承認する。なお、オリンピック競技大会等派遣規程について、大会前の事務説明会、監督会議にて説明するとともにハンドブックに掲載し、情報共有している。 ①大会開催に合わせてTEAM JAPAN編成方針を理事会にて承認を得たのち、対象NFに伝える。 ②各NFは、大会レギュレーション、IF・AF等の個別のルールに則り、TEAM JAPANの選考方法を決定したうえで、JOCに対し提出する調査書に「最終選考競技会」及び「選考機関」を記載し、提出している。 ③本会では強化部が窓口となり、選考方法の透明性や平等性を確認し、各大会、各NF別にOne on Oneミーティングを行い、選手団数（役員・選手）を確定する。 ④NFは、各NFが決定した「最終選考競技会」及び「選考機関」を通して確認・承認された選手、監督・コーチ等を本会に推薦する。 ⑤本会では推薦書に基づき、オリンピック憲章並びに本会選手団派遣規程に沿い、理事会にて選手団を承認する。</p> <p>【審査基準（2）について】 選手の権利保護に関する規程として、加盟団体規程、アスリート委員会規程、役職員倫理規程、通報処理相談規程を整備している。 ・加盟団体規程第9条において、加盟団体に対してアスリートの権利保護や代表選手選考の判断基準を客観化し、その透明性を高めることを求めている。 ・アスリート委員会規程第3条において、アスリートの権利保護を図っている。 ・役職員倫理規程第3条において差別の禁止を定めているほか、通報処理相談規程第1条において、アスリートの権利保護に関する体制を整備している。 ・加盟団体規程第9条において加盟団体が「アスリートの権利利益を保護し、及び心身の安全を確保すること」を求めている。</p> <p>【審査基準（3）について】 選手選考に関する規程の策定に関しては、理事会にて諮っており、公平かつ合理的な過程で実施している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・オリンピック憲章規則27、28付属細則2.1 ・国際総合競技大会派遣規程 ・公式服装着用規程 ・競技者の不服申立について ・国際総合競技大会等派遣規程.選手等誓約書 ・加盟団体規程（前出） ・アスリート委員会規程（前出） ・役職員倫理規程（前出） ・通報相談処理規程（前出）
	<p>18</p>	<p>(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること</p>	<p>【審査基準（1）について】 JOCは統括団体であり、各競技の審判員を選考する立場にないことから、本項目については適用なし。</p>	
	<p>19</p>	<p>(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること</p>	<p>【審査基準（1）について】 規程の整備や法人運営に関する日常的な相談について、弁護士、税理士、公認会計士、社会保険労務士、外部コンサルタントからのサポートを日常的に得られる体制を整備している。</p> <p>【審査基準（2）について】 役職員は、潜在的な問題を把握し、調査の必要性の有無等を判断できる程度の法的知識を有している。年1回以上の役職員向けコンプライアンス研修を実施することにより、必要な法的知識を身に付けることができるようにしている。また、各部署においても、日常的に専門家に相談することができる体制を整備し、問題の早期発見及び対処を実施すると共に、法的知識の向上に努めている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7・8年度役員名簿（弁護士並びに公認会計士の記載）（前出） ・顧問契約書（辻居弁護士） ・OAG税理士法人契約書 ・OAG社会保険労務士法人_業務委託契約書

JOC スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

原則	審査項目	審査項目	自己説明	証憑書類
〔原則4〕 コンプライアンス委員会を設置すべきである。	20	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	【審査基準（1）について】 倫理委員会はコンプライアンスを担う独立委員会として設置し、年1回以上は定期的に開催している。令和4年度は2月、令和5年度は10月、令和6年度は2月に開催済。令和7年度は3月に開催予定。 【審査基準（2）について】 役職員倫理規程において、倫理委員会の役割や権限事項を明確に定め、コンプライアンス強化に係る方針や計画の策定及びその推進、実施状況の点検、リスクの把握等を組織的、継続的に実践している。 【審査基準（3）について】 倫理委員会の構成員に、女性委員を配置している。	・役職員倫理規程（前出） ・倫理委員会規程 ・令和7・8年度倫理委員会名簿 ・倫理委員会議事録（4年分）
	21	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	【審査基準（1）について】 倫理委員会の構成員には弁護士、学識経験者が含まれている。	・令和7・8年度倫理委員会名簿（弁護士の記載）（前出）
〔原則5〕 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	22	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	【審査基準（1）について】 役職員向けのコンプライアンス教育を、少なくとも年に1回以上実施している。 ・2025年度は、役職員を対象に「スポーツ団体ガバナンスコードについて」の研修会を実施。（2025年7月） また、職員を対象に、「公正な取引の確保とインテグリティについて」の研修会を実施。（2026年1月） ・競技団体向けのコンプライアンス教育に関して、アーカイブ映像を視聴できるようにしている。	・競技団体及び役職員向けのコンプライアンス教育の実施概要（2025年度） ・【2025年度役職員向け研修会】スポーツ団体ガバナンスコードについて ・20260121 【2025年度職員向け研修会】公正な取引の確保とインテグリティ
	23	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	【審査基準（1）について】 選手及び指導者に対して、コンプライアンス教育を少なくとも年に1回以上実施している。 ・選手向けインテグリティ・誹謗中傷に関する研修（コンプライアンス教育含む）を2回実施。（JOCオリンピック強化指定選手、次世代を担うJOCネクストオリンピック強化指定選手を対象） ・指導者向けインテグリティ・誹謗中傷の研修会を3回実施。（コーチ等設置事業委嘱者、強化スタッフを対象） ・選手向けにアスリートアカデミー研修を年8回開催し、競技力向上および人間力強化に関するテーマでいずれか1回は受講することとして開催。（JOCオリンピック強化指定選手等を対象）	・インテグリティ・誹謗中傷に関する研修について ・JOC・JPCインテグリティ研修会資料1回目（アスリート向け） ・JOC・JPCインテグリティ研修会資料1回目（指導者向け） ・JOC・JPCインテグリティ研修会資料2回目（アスリート&指導者向け共通） ・令和7年度JOCインテグリティ研修会資料（JOC強化スタッフ向け） ・アスリートアカデミー概要報告
	24	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	【審査基準（1）について】 JOCは各競技の審判員に対してコンプライアンス教育を実施する立場にはないため、本項目は適用しない。	

JOC スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

原則	審査項目	審査項目	自己説明	証憑書類
[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	25	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けられる体制を構築すること	【審査基準（1）について】 ガバナンスコードの自己評価の際に各種規程を確認し、必要に応じて規程の改訂を行っている。 【審査基準（2）について】 弁護士、税理士、公認会計士、外部コンサルタントからの日常的なサポートを受けられる体制は整備されている（顧問弁護士、弁護士駐在、税務・会計コンサルティング）。	・定款（前出） ・顧問弁護士契約書（前出） ・OAG税理士法人契約書（前出） ・NF総合支援センター運営規程 ・弁護士契約書（TMI駐在） ・顧問契約書（辻居弁護士）（前出） ・OAG社会保険労務士法人_業務委託契約書（前出） ・コンサル業務委託契約書（永和総合事務所）
	26	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	【審査基準（1）について】 会計に関する取引を正確、迅速に処理し、財政状態及び正味財産増減並びにキャッシュフローの状況を報告すること、事業活動の計数的統制とその能率的運営を図るための規程を整備し、公正妥当と認められる公益法人会計の基準に基づき、業務を進めている。 2025年9月に財務委員会規程を策定し、財務委員会を設置した。財務委員会は、予算、決算、財産、税務及び物品に関すること等を審議事項としている。 【審査基準（2）について】 本会の目的を理解し、その達成に向け尽力するに十分な識見と能力を満たしているものを監事として選任している。 【審査基準（3）について】 監査法人による監査を受け、取引の検証、内部統制の評価を受けているほか、必要に応じて補助事業主の監査、関係省庁の実地検査、公益認定等委員会による立ち入り検査を受けている。	・定款（前出） ・会計処理規程（前出） ・資金運用規則（前出） ・特定費用準備金等取扱規程（前出） ・役員候補者選考方法等に関する規程（前出） ・独立監査人の監査報告書 ・監事による監査報告書 ・令和7・8年度役員名簿（監事名簿）（前出） ・財務委員会規程 ・財務委員会名簿
	27	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	【審査基準（1）について】 国費補助金等（JSCからの助成金を含む競技力向上事業等）に関して、NF総合支援センターにて監査法人と契約し、NFに対する予防的監査、役職員への研修、会計実務に対する助言・指導並びに業務支援を通じて、補助金・助成金等の適正利用及び会計業務に係る管理体制の整備を図っている。 ・日本スポーツ振興センターの助成金については、第一次的な受給事業者は本会であるものの、実際に当該助成金を受給・活用するのは本会加盟団体であることから、加盟団体向けのガイドラインを作成し、会計処理が円滑に採り進められるよう指針を示している。	・令和7年度競技力向上事業及び民間スポーツ振興費等補助事業実施要項 ・選手強化NF事業補助金等適正使用ガイドライン ・NF総合支援センター運営規程（前出）

JOC スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

原則	審査項目	審査項目	自己説明	証憑書類
【原則7】 適切な情報開示を行うべきである。	28	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	【審査基準（1）について】 法令上求められている資料のほか、内閣府が示す事業計画書等の開示並びにNF総合支援センター運営規程第3条に基づく情報公開を行っている。	・令和6年度事業報告 ・令和6年度決算報告書類 ・令和7年度事業計画 ・令和7年度収支予算書
	29	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	【審査基準（1）について】 TEAM JAPANの編成・派遣について、編成方針を理事会に諮り、編成方針及び実際に編成された選手団をHPなどに掲載し公表している。なお、オリンピック競技大会等派遣規程について、大会前の事務説明会、監督会議にて不服申立を含め説明するとともにハンドブックに掲載し、情報共有している。	・第33回オリンピック競技大会（2024／パリ）ハンドブック ・第3回アジアユースゲームズ（2025／パレーン）ハンドブック ・FISUワールドユニバーシティゲームズ（2025／ライン・ルール）ハンドブック ・第9回アジア冬季競技大会（2025／ハルビン）ハンドブック ・FISU冬季ワールドユニバーシティゲームズ（2025／トリノ）ハンドブック ・第25回オリンピック冬季競技大会（2026／ミラノ・コルティナ）ハンドブック
	30	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	【審査基準（1）について】 毎年、年度最後の理事会（原則、3月）において、JOCのガバナンスコードの遵守状況（自己説明）を承認し、HPで公表することとしている。なお、当該遵守状況に関しては、担当弁護士及び担当役員との確認を経て、理事会にて諮っている。	（様式5）自己説明用書式 R6年度 JOC＜公開データ＞20241126.pdf
【原則8】 利益相反を適切に管理すべきである	31	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	【審査基準（1）について】 会計処理規程において、契約金額その他契約の性質に応じた契約手続を定めており、当該手続を通じて、重要な契約に関して慎重な検証を行っている（第31条から第38条）。また、役職員倫理規程第4条第1項において「役職員は、公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用してあつせん、強要をし、また、不当に自己の利益を図ってはならない」とし、不当な行為を防止している。 【審査基準（2）について】 利益相反マネジメントポリシー、利益相反マネジメント規程を策定し、同規程に基づき設置した利益相反マネジメント委員会による管理を含め、同ポリシー及び同規程に基づいて利益相反を適切に管理している。	・役職員倫理規程（前出） ・会計処理規程（前出） ・利益相反マネジメントポリシー（前出） ・利益相反マネジメント規程（前出）
	32	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	【審査基準（1）について】 利益相反マネジメントポリシーを策定している。	・利益相反マネジメントポリシー（前出）

JOC スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

原則	審査項目	審査項目	自己説明	証憑書類
[原則9] 通報制度を構築すべきである	33	(1) 通報制度を設けること	【審査基準（1）について】 通報相談処理規程により、JOC強化指定選手、JOCが委嘱する強化スタッフ、JOC並びに加盟団体の役職員等が利用できる通報相談窓口を設置し、HPにおいて周知を行っている。 【審査基準（2）について】 通報相談処理規程において、相談内容に関する守秘義務を定めている（第3条及び第5条）。 【審査基準（3）について】 通報相談処理規程において、情報管理に関する定めを設けた上で（第5条第5項）、情報管理を徹底している。 【審査基準（4）について】 通報相談処理規程において、相談者に対する不利益な取り扱いを禁じている（第10条）。 【審査基準（5）について】 役職員に対して、コンプライアンス研修などを通じて、通報に関する意識づけを周知している。	・通報相談処理規程（前出）
	34	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	【審査基準（1）について】 通報相談窓口は外部の弁護士となっており、また、通報内容を処理する倫理委員会は弁護士、学識経験者がメンバーに含まれている。通報相談処理規程に基づく通報相談体制を整備するにあたっては、弁護士にも相談した。	・通報相談窓口利用案内 ・通報相談処理規程 ・倫理委員会委員名簿（前出）
[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	35	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	【審査基準（1）について】 ・懲戒規程において、違反行為、適用範囲、処分の種類・内容、処分に至るまでの手続を定めている（第2条から第4条、第8条から第12条）。 ・選手及び選手団役員の処分に関しては、「日本代表選手団（TEAM JAPAN）行動規範」及び「国際総合競技大会における日本代表選手団（TEAM JAPAN）公式服装着用規程」において違反行為を定めるとともに、国際総合競技大会派遣規程において、適用範囲、処分の種類・内容、処分に至るまでの手続を定めている（第11条及び第12条）。 【審査基準（2）について】 懲戒規程を周知することで、各手続を周知している。 【審査基準（3）について】 懲戒規程において、弁明の機会を付与しなければならないと定めている（第9条）。 【審査基準（4）について】 懲戒規程において、処分決定を通知する際に、処分対象者、処分の内容、処分対象行為、処分の理由及び不服申立手続の可否と期限を記載した書面で通知する旨を定めている（第10条）。	・定款（前出） ・役職員倫理規程（前出） ・リスク管理規程（前出） ・倫理委員会規程（前出） ・服務規程（前出） ・懲戒規程（前出） ・リスク管理ガイドライン ・国際総合競技大会派遣規程（前出） ・令和7・8年度倫理委員会名簿（前出）
	36	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	【審査基準（1）について】 処分審査を行う倫理委員会には、弁護士、学識経験者という中立性、専門性を有するメンバーが含まれている。	・定款（前出） ・役職員倫理規程（前出） ・リスク管理規程（前出） ・服務規程（前出） ・倫理委員会規程（前出） ・令和7・8年度倫理委員会名簿（前出） ・懲戒規程（前出） ・リスク管理ガイドライン（前出） ・国際総合競技大会派遣規程（前出）

JOC スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

原則	審査項目	審査項目	自己説明	証憑書類
<p>〔原則11〕 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。</p>	37	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	<p>【審査基準（1）について】 競技に関してJOCが決定する事項に対して競技者が不服申し立てを行う場合は、日本スポーツ仲裁機構の規則に従った仲裁または調停により解決されることとすること（自動応諾条項）を規程で定めている（「競技者の不服申し立てについて」、懲戒規程第12条）。</p> <p>【審査基準（2）について】 自動応諾につき、JOCが競技に関して行うあらゆる決定を対象に含めている。</p> <p>【審査基準（3）について】 申立期間について制限は設けていない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 競技者の不服申し立てについて ・ 懲戒規程（前出） ・ 国際総合競技大会派遣規程（前出）
	38	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	<p>【審査基準（1）について】 懲戒規程第10条に基づく処分決定の書面通知の際に、不服申し立ての可否と期限を記載し、その際にスポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ リスク管理ガイドライン（前出） ・ 懲戒規程（前出）
<p>〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。</p>	39	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	<p>【審査基準（1）について】 緊急事態への対応は、専務理事をリスク管理統括責任者とする緊急事態対応体制をとることをリスク管理規程第7条で規定している。</p> <p>【審査基準（2）について】 リスク管理規程及びリスク管理ガイドラインを策定している。</p> <p>【審査基準（3）について】 リスク管理規程及びリスク管理ガイドラインを定め、危機管理に関する各種手続き等を定めており、不祥事対応の一連の流れを含んでいる。リスク管理ガイドラインにおいて、対応フローを図式化し、視覚的に分かりやすい内容にしている。</p> <p>【審査基準（4）について】 不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合の一連の流れはリスク管理ガイドラインに記載している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ リスク管理規程（前出） ・ リスク管理ガイドライン（前出） ・ JOC事務局緊急時連絡体制
	40	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	<p>【審査基準（1）（2）について】 本会では、過去4年間において、不祥事は発生していない。</p> <p>・ 仮に不祥事が発生した場合には、懲戒規程等に基づき事実調査、原因究明、責任者の処分を行うこととなり、これらの手続及び再発防止策の提言を含む一連の流れは、リスク管理ガイドラインにおいて整理しており、これらに沿って速やかに体制を構築し対応している。</p> <p>・ 実際の対応においては、適宜専門家のアドバイスを受けながら対応する想定である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ リスク管理規程（前出） ・ リスク管理ガイドライン（前出）

JOC スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

原則	審査項目	審査項目	自己説明	証憑書類
	41	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	【審査基準（1）について】 本会では、過去4年間に於いて、不祥事に伴う外部調査委員会は設置していない。	<ul style="list-style-type: none"> ・倫理委員会規程（前出） ・倫理委員会委員名簿（前出） ・リスク管理ガイドライン（前出）
[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	42	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	【審査基準（1）について】 加盟団体規程において、加盟団体の権利及び義務を定めるとともに（第3条から第9条）、本会による加盟団体の監督に関する定めを設けること（第13条から第16条）、加盟団体との間の権限関係を明確にしている。 【審査基準（2）について】 ・加盟団体規程において本会による加盟団体の監督に関する定め（第13条から第16条）を設けている。 【審査基準（3）について】 ・加盟団体規程において本会による加盟団体の監督に関する定め（第13条から第16条）に基づいて加盟団体に対する指導及び助言を行っている。加盟団体に対しては、本会に設置するNF総合支援センターを通じて、法務、会計等の観点から支援を行っている。JSCからの助成金を用いて、加盟団体に対する資金的な助成も行っている。 ・NF総合支援センターの法務サポートを通じて、加盟団体に対するガバナンス構築支援も行っている。また、JSPO・JPSAとともに、スポーツ団体向けガバナンスコードの適合性審査を実施し、運営状況を把握するとともに必要に応じて上記法務サポートを通じて規程の整備や運営方法のアドバイスを実施している。	<ul style="list-style-type: none"> ・加盟団体規程（前出） ・NF総合支援センター運用規程（前出） ・ガバナンスコード適合性審査運用規則 ・ガバナンスコード 適合性審査委員会設置要項 ・ガバナンスコード適合性審査予備調査チーム設置要項 ・ガバナンスコード適合性審査結果通知及び情報公開に関する規則 ・ガバナンスコード適合性審査フォローアップ要領
	43	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	【審査基準（1）について】 各種会議や研修会を通じてNFへの情報提供を行うとともに、NF総合支援センターを通じて法律、会計等のサポートを実施している。 ①NF総合支援センター研修業務 （会計処理研修会：役員向け、実務職員向け：直近2023年8月） （法務サポート研修会：第1回（2025/7/22）、第2回（2025/10/16）含め年3回開催予定） ②NF会長会議（年1回程度：直近 2025年3月実施） ③NF専務理事等会議（年1～2回程度：直近2025年12月実施）	<ul style="list-style-type: none"> ・NF総合支援センター運用規程（前出） ・競技団体及び役員向けコンプライアンス教育の実施概要（2025年度）（前出） ・【次第】20250331_令和6年度JOC加盟団体会長会議 ・【次第】20251212_令和7年度JOC加盟団体専務理事等会議